

(趣旨)

第1条 この規則は、国際武道大学学則（平成元年5月30日制定）第34条（単位）、第35条（試験）及び第36条（成績の評価）の規定に基づき、試験等に関する事項を定めるものとする。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、臨時試験及び追試験に分ける。

(定期試験)

第3条 定期試験とは、学生全員を対象として、前期及び後期又は学年末において一定期間内に一斉に行う試験をいう。

(臨時試験)

第4条 臨時試験とは、期末及び学年末以前において授業科目（以下「科目」という。）担当の教員が必要と認めるときにおいて行う試験をいう。

(定期試験及び臨時試験の欠席)

第5条 病気及びその他の事情により、定期試験又は臨時試験を受けられなかった者は、科目担当教員の確認を受け、所定の欠席届を提出しなければならない。

(追試験)

第6条 追試験とは、前条に定める手続をした者で追試験の承認を受けた者に対して行う試験をいう。

2 追試験の受験者は、所定の受験料を添えて所定の追試験願を学長に提出して承認を得なければならない。

第7条 削除

(試験の方法)

第8条 試験の内容は、筆記試験、実技試験、面接試験、レポート又はこれらの併用によって行うものとする。

2 試験の日時、時間及び場所等は、その都度公示する。

(学生証の提示等)

第9条 筆記試験時には、学生は、試験場において指示された座席に着席し、学生証を机の上に提示しておかななければならない。

2 科目の履修申請未提出者及び授業料等の未納者は、受験することができない。

(筆記試験の規律)

第10条 筆記試験には、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正行為は、絶対してはならない。
 - (2) 疑わしい行為をしてはならない。
 - (3) 私語をしてはならない。
 - (4) 筆記用具、消しゴム、その他の貸借行為をしてはならない。
 - (5) 試験開始後20分以上遅刻した場合は、受験できない。
 - (6) 試験開始後30分以内は、退場できない。
- 2 不正行為をした場合は、その試験は、無効となり、国際武道大学学則によって処分するものとする。

(単位認定)

第11条 科目の単位は、定期試験、臨時試験等による総合評価された評点により認定する。

- 2 授業の出席時数が当該科目に定められた授業時数（試験時数を含む。）の3分の2に満たない場合は、原則として単位の認定はしない。
- 3 評点により合格した科目には、所定の単位が認められ、不合格の科目には、単位の認定はされない。

(成績の評価)

第12条 前条第1項に定める成績評定は、100点満点とし、次の区分により評価する。

判定		合格				不合格
評価	評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0
	評価	S	A	B	C	D

- 2 前項に定めるもののほか、評価を保留する場合は「H」を付すものとする。

(留年等)

第13条 第4年次の履修登録において、卒業要件を満たしていない者に対しては、卒業見込証明書は発行しないものとする。

- 2 学長は、第4年次修了時において、卒業要件を満たしていない者は、第4年次に留年させるものとする。